

業界PR動画放映 委託業務仕様書 兼 募集要項

令和8年7月30日
一般社団法人愛知県トラック協会

1. 委託業務名

業界PR動画放映委託業務

2. 目 的

令和5年度に制作した業界PR動画「なりたい自分へ走り出そう」を活用し、制作コストを抑えつつ、高い訴求効果が期待できる放映・展開を行い、トラック運送業界が担う役割や魅力、やりがいについて理解と共感を深めてもらい、業界への認知向上・人材確保につながる関心喚起・各種イベントへの来場促進等を図る。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(※放映期間は令和8年11月～令和9年1月頃を想定)

4. 参加資格要件

次の事項を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去に、受託業務等から法令違反や不正行為等がないこと。
- (5) 過去に、当協会または愛知県、関連組織において同等以上の規模の事業を提案・請負した実績があること。

5. 提案上限額

400万円(税込)

6. 業務委託概要

受託事業者は、次に掲げる事項について愛知県トラック協会(以下「当協会」という)と協議の上、委託業務を実施すること。

(1) 業務内容

- ① 本業務は、当協会が保有する既存動画の活用を前提とし、トラック運送業界の役割、魅力及びやりがいを効果的に発信するため、放映・配信・掲出等による広報展開を実施するものである。
なお、本業務は新規動画の制作を主目的とするものではない。
- ② 受託事業者は、本仕様書に定める内容に基づき、放映・配信・掲出計画の企画提案、素材の調整、関係先との調整、進行管理及び実施報告等、本業務の実施に必要な一連の業務を行うこと。

(2) 協会が提供する既存動画

- ① 当協会は、本業務において活用する既存動画として、次の素材を提供する。

提供動画：令和5年度制作 業界PR動画「なりたい自分へ走り出そう」

動画時間：60秒版と30秒版の2パターン

動画形式：MP4

動画説明：本動画は、「大切にしたい価値観は、自分らしさ。気づきの先に広がる、無限の可能性。」をテーマに制作した業界プロモーションムービーである。若者が自らの気づきを通じて成長していくストーリーを通して、働き方改革等により変化しつつあるトラック運送業界が、若者にとって可能性のある働く場であることを訴求する内容となっている。

② 動画素材の調整等

- a) 各媒体での放映・配信・掲出に必要となる範囲において、既存動画の形式変換、尺の調整、テロップ等の軽微な調整、その他媒体仕様に適合させるための加工又は調整を行うことは妨げない。
- b) 動画のマスターデータは当協会以外の制作関係事業者が保有しているため、既存動画の加工、二次使用又は媒体仕様に応じた調整が必要となる場合は、受託事業者が当該制作関係事業者と直接協議・調整を行うこと。
- c) 前項に係る加工費、調整費、データ作成費、二次使用に必要な費用その他本業務の実施に必要なとなる経費については、すべて提案上限額の範囲内に含めて見積書を作成すること。

③ 動画素材の提供

- a) 入札参加申込を行った事業者に対し、本件事業で活用する動画素材を、申込時に使用したE-mailアドレス宛に配布する。
- b) 当該素材は、企画提案書及び放映・展開計画書の作成その他本件入札への参加に係る業務の目的に限り使用するものとし、本件以外の目的で使用してはならない。

(3) 放映物の主な訴求対象

- ① 放映・展開に当たっては、若年層（概ね45歳以下）への訴求を重視した企画とすること。
- ② 本業務は、トラック運送業界に対する認知向上を図るとともに、将来的な人材確保につながる関心喚起を目的とするものである。そのため、主なターゲットは進路選択や就職、転職等を検討する若年層（概ね45歳以下）はじめ、今後の就業可能性が見込まれる幅広い層に対して、業界への関心喚起や就業意識の醸成につながる提案とすること。

(4) 放映・展開の企画提案事項

- ① 放映・展開支援を含めたトータルマネジメントの観点から、媒体選定、実施手法、実施時期、実施回数、配信又は掲出エリア、広報媒体の属性設定、予算配分、期待される訴求効果及びその他必要な事項を含む包括的な企画提案を行うこと。
- ② 広告媒体は限定しないものとし、本事業の目的達成に資する媒体及び手法を提案すること。
- ③ 提案に当たっては、各媒体の特性、想定される接触者層、訴求対象との親和性、費用対効果等を踏まえ、選定理由を明確にすること。
- ④ 配信又は掲出エリアは、愛知県内での効果を重視するものとするが、事業目的の達成に資する場合には関東・関西・中部を組み合わせた提案も可能とする。なお、エリアの設定に当たっては、単に配信範囲を広げることを目的とするのではなく、本事業の目的に照らし、効果的な到達が見込まれる範囲及び組み合わせを提案すること。
- ⑤ 放映期間は令和8年11月から令和9年2月頃までを想定し、通しでの実施に限らず、訴求効

果が高いと考えられる時期、媒体ごとの適切な実施タイミング、実施回数及び予算配分を含めた計画を提案すること。

- ⑥ 提案内容は、放映・展開の実施可能性、費用の妥当性、訴求対象への到達可能性及び本事業の目的達成への有効性を確認できる内容とすること。なお、提案全体を通して各内容が相互に関連付けられ、一体的かつ整合的に構成されていること。

(5) その他

- ① 放映後の実施状況を整理し、当協会が求める報告を行うこと。
- ② 本業務で納品された成果品は、期間の制限なく、当協会が定める方法にて無償で利用できるものとする。

7. 入札への申込方法について

(1) 本入札に参加を希望する者は、以下の書類を令和8年8月21日（金）正午までに提出すること。

- ① 入札参加申込書（様式1）
- ② 法人等の概要（様式2）
- ③ 業務運営の実績（様式3）

(2) 上記（1）により必要書類を提出した者は、以下の書類を令和8年9月10日（木）正午までに提出すること。

- ① 企画提案書 / 放映・展開計画書
- ② 見積書

(3) 提出方法

すべての書類は、PDF形式で「16. 問い合わせ先・書類提出先」に記載のE-mailアドレス宛に提出すること。

※ 提出後の書類の差替えは原則認めない。

8. 質問の受付・回答

(1) 本企画の募集要領及び仕様書に関する質問がある場合はメールにより行うこと。軽微な内容であっても履歴や記録が残らないため、来協・電話等による質問には回答しない。順次、参加業者全てに質問内容と回答を周知し共有する。

(2) 質問の受付は令和8年8月28日（金）正午までとする。

9. 受託者の決定について

提出された企画書及び見積書を担当者にて確認した後、広報・労働委員会による企画競争入札（プロポーザル方式）にて受託者を決定する。

【提出書類事前確認】

- (1) 確認方法：業務委託仕様書及び募集要項を遵守した内容であるかどうかを当協会の担当者が確認する。
- (2) 結果報告：令和8年9月14日（月）の午後に、全ての提出企業担当者に電話連絡する。

【企画競争入札（プロポーザル方式）】

- (1) 実施日時：令和8年9月16日（水） 13時00分

(2) 実施場所：愛知県トラック総合会館 4階 第5会議室（名古屋市瑞穂区新開町12-6）

(3) 内容・方法等： a. 提出された企画書及び見積書を各委員へ事前に展開し、内容を確認する。

b. プレゼンテーション審査当日は、提出された企画書及び見積書のみを使用し、各社担当者が提案内容について簡潔に説明を行うこと。

c. 資料の追加・変更、サンプル提出等は認めない。

d. 1社あたり30分（質疑応答を主とする）とし、参加者は2名までとする。

e. 審査は非公開とし審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

f. 企画競争入札を欠席した場合は選定から除外する。

g. プレゼンテーションに要する経費は全て参加企業の負担とする。

(4) 選定基準： a. 業界PRの内容・訴求力

トラック運送業界が担う役割や魅力、やりがいについて理解と共感を深めてもらい、業界への認知向上・人材確保につながる関心喚起・各種イベントへの来場促進等を図る提案となっているか。

b. 費用の妥当性

見積書の算出根拠が明確であり、事業内容に対して適正な費用となっているか。

(5) 結果報告：令和8年9月17日（木）に、全ての担当者に電話連絡する。

【スケジュールまとめ】

令和8年8月21日（金） 入札参加申込書 提出期限

令和8年8月28日（金） 質問提出 受付期限

令和8年9月10日（木） 企画案及び見積書 提出期限

令和8年9月16日（水） 企画競争入札（プロポーザル方式）

令和8年9月17日（木） 企画競争入札 結果報告

10. 会議等への参加について

(1) 放映までに複数回実施する会議に出席し、企画の説明や進捗状況等の報告などを行うとともに、提言を受けた課題について誠実に対応すること。また、放映終了後に実施報告等を行うこと。

(2) 担当者レベルの打合せを随時行い、細かな部分の修正、訂正、調整を行うこと。

※（1）は集合会議を基本とし、（2）の打合せ方法については、当協会と協議の上決定する。

11. 業務の再委託について

(1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という）に委託し、又は請け負わせる場合、再委託先に対し、本契約に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本契約に関する再委託先の行為について責任を負うものとする。

(2) 受託者は、本契約に定める権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

12. 委託契約

当協会は、決定した委託業者と提案内容に基づく業務の委託契約を締結する。

13. 支払条件

請求書受領後、指定された金融機関口座に入金する。

14. その他

- (1) 見積書の宛名は「一般社団法人愛知県トラック協会」と記載。
- (2) 見積書の金額は「消費税を含む総額表示」とすること。
- (3) 受託者決定後、協議により企画内容を変更することがある。
- (4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については受託者が責任を持って対応すること。
- (5) 放映又は掲出にあたり、第三者の権利処理が必要な場合は、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等を済ませた上で実施すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- (6) 応募書類等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出後の書類等の差しかえ、再提出は認めない。

15. 委託業務に係る留意事項

- (1) 事業費は予算総額の範囲内で調整することがある。
- (2) 業務終了後、速やかに以下の資料を提出しなければならない。
 - ① 放映・展開計画書（媒体、実施時期、配信エリア、予算配分、訴求対象等を含むもの）
 - ② 放映内容が分かる資料一式（実施報告書）

16. 問い合わせ先

一般社団法人愛知県トラック協会 企画広報部 企画広報課（担当：林・樋上・佐藤）

電 話：０５２－７４６－４８６４ ＦＡＸ：０５２－７４６－４８６６

E-mail：ata-kikaku@aitokyo.jp